

水俣市立図書館雑誌スポンサー募集要項

1 目的

水俣市立図書館（以下「図書館」という。）の図書館資料を充実し、サービスの向上を図ることを目的とします。

2 雑誌スポンサー制度の内容

雑誌の購入費をスポンサーに負担していただき、購入した雑誌の最新号カバーにスポンサーの広告を表示します。なお、雑誌の調達は図書館が行います。また、図書館へ納入された雑誌は図書館の所有とします。

3 スポンサーの要件

(1) 次のいずれにも該当しない企業、商店、団体等とします。なお、広告の掲出中にこれらに該当するにいたった場合も同様とします。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業その他これに準ずる業種に係る事業者
- ② 貸金業の規則等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条第2項の貸金業者
- ③ ギャンブルに係る業種の事業者
- ④ 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- ⑤ 社会問題を起こしている事業者
- ⑥ 法令等に基づき必要な許可等を受けることなく営業等を行う事業者
- ⑦ 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織
- ⑧ 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が不相当と認める事業者

(2) 個人からの提供は対象外とします。

(3) 雑誌の発行元は自らが発行する雑誌のスポンサーになれません。

4 広告の内容

広告の内容は、公共性を損なうおそれのないもの、かつ図書館内に掲出する広告としてふさわしい信用性と信頼性を有するものとなります。

広告の内容が次のいずれかに該当する場合は、広告表示の対象外とします。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権を侵害するおそれがあるもの
- (4) 政治性及び宗教性のあるもの並びに選挙関係のもの
- (5) 社会問題についての主義主張に類するもの

- (6) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれがあるもの
- (7) 広告内容を市又は教育委員会が推奨しているような誤解を招くもの
- (8) 誇大、虚偽その他事実を誤認させるおそれのあるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、広告の表示の対象とすることが適当でないと教育委員会が認めるもの

5 広告の表示方法

- (1) 提供雑誌の最新号カバー表面に、スポンサー名等を表示します。
大きさは、縦4cm×横10cm、白色の用紙に黒色の文字（カラー不可）での表示とします。
- (2) 広告の表示位置は、図書館が決定します。
- (3) 最新号カバー裏面には広告チラシを1枚挿入できます。
広告チラシは片面印刷で最新号カバーに収まるサイズのものとしします。

6 広告の表示期間

広告を表示する期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までとします。ただし、期間の途中で申込みがあった場合は、その翌月から3月31日までとします。

7 申込みの受付

申込みは平成30年2月以降随時受付します。ただし、土日祝・休日及び休館日は除きます。

8 スポンサーの申込み

- (1) 「水俣市立図書館雑誌スポンサー申込書」（様式第1号）に必要事項を記入し、次の添付書類とともに持参または郵送のいずれかの方法により1部提出してください。
 - ① 会社概要等、業種が分かるもの
 - ② カバー裏面に片面広告を掲出する場合は、その原稿を2部。
- (2) ご提出いただいた書類の内容について、教育委員会で審査を行い、その結果を「水俣市立図書館雑誌スポンサー（決定・却下・取消・中止）通知書」（様式第2号）により通知します。
- (3) 「誓約書」（様式第3号）に必要事項を記入し、1部提出してください。

9 雑誌の選定及び配架場所

教育委員会が作成した「雑誌リスト」より選定していただきます。なお、希望が重複した場合は先着順とさせていただきます。また、配架場所は、図書館が決定いたします。

10 雑誌の購入費の支払方法

提供していただく雑誌の購入費は、図書館の指定する期日までに図書館指定の書店に直接お支払いください。

- (1) 支払は、一括前払いとします。
- (2) 振込手数料等支払に係る経費は、スポンサーの負担とします。
- (3) 購入費の変動により差額が発生した場合は、年度末までに清算するものとします。
- (4) 雑誌が休廃刊した場合は、その後の広告掲出については、教育委員会と協議のうえ決定するものとします。

11 広告表示中止の申し出

雑誌の提供を中止する場合は、3ヶ月前までに担当者までお申し出ください。

12 スポンサーの取消し

次のいずれかに該当する場合はスポンサーの決定を取り消し、広告の表示を中止するものとします。

- (1) スポンサーが雑誌の提供の中止を申し出た場合で、これを教育委員会が承認したとき。
- (2) 広告の表示期間中に、スポンサーが「水俣市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱」第3条第1項のいずれかに該当することが判明した場合
- (3) 教育委員会がスポンサーとして適切でないと認めるとき。

なお、上記の規定により広告の表示を中止した場合は、雑誌の購入費用は返金されません。

13 申込先及びお問い合わせ先

〒867-0065 水俣市浜町2丁目10番26号 水俣市立図書館

電話 0966-63-8401

FAX 0966-84-9119